

家畜伝染病予防法が改正されました

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ、4月4日付けで家畜伝染病予防法の一部が改正され、家畜・家さんを飼養する方の、家畜伝染病発生予防等に関する責務がより大きくなりました。

1 施設・敷地の出入口付近に消毒設備の設置

- ・家畜伝染病を侵入させないよう、適切に消毒するための設備を設置しなければなりません。
- ・畜舎へ出入りする人や車両は必ず消毒して下さい。

【消毒設備の一例】



ゲート式消毒装置（車両）



動力噴霧器（車両）



タイヤマット消毒（車両）



消毒用じょうろ（人）



踏み込み消毒槽（人）



手動噴霧器（人、車両）

2 適切な衛生対策（消毒の実施等）

- ・家畜・家さんの所有者は、家畜伝染病発生予防及び発生時のまん延防止対策に重要な責任を有しています。消毒その他の適切な衛生管理に努めて下さい。

3 飼養状況・衛生管理状況の報告



- ・家畜・家さんの所有者は、飼養している頭・羽数及び飼養衛生管理の状況について、毎年県に報告しなければなりません。
- ・日頃から、飼養状況や衛生管理、農場に出入りする人や車両についても記帳を行いましょう。

4 異常家畜・家さんの早期発見・通報



- ・家畜伝染病を疑う症状や死亡数の増加など、異常が認められる場合は、速やかに家畜保健衛生所へ届けなければなりません。

5 埋却地の確保

- ・万一の家畜伝染病発生時に備え、家畜・家さんの所有者は飼養規模に応じた埋却地を確保して下さい。



6 手当金の返還等

- ・適切な予防対策や早期発見・早期通報など適切な処置を怠った場合は、手当金の全部又は一部が交付されなかったり、又は返還を求められることがあります。

◇ 1、3～5については、公布の日から6ヵ月を超えない範囲で、6については、3ヵ月を超えない範囲で施行されます。

◇ 今後、国から詳細な内容が示される予定です。

お問い合わせ先

県畜産課 095-895-2951
中央家畜保健衛生所 0957-25-1331
県北家畜保健衛生所 0956-48-3831
杵岐家畜保健衛生所 0920-45-3031

県南家畜保健衛生所 0957-68-1177
五島家畜保健衛生所 0959-72-3379
対馬家畜保健衛生所 0920-54-2179